

# ビタミン M No.137

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年8月号)

## <今月のトピックス>

- ・仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書公表
- ・医療機関でマイナンバーカードによる健康保険資格確認ができないとき、どうする？

### 仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会報告書公表

厚生労働省の「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会」において、両立支援制度や次世代育成支援対策について、具体的な対応方針などが公表されました。この報告書の内容を踏まえ、今後、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、引き続き検討が行われます。以下、対応方針について一部ご紹介します。

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

### 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

- ・テレワークの活用促進：テレワークを事業主の努力義務とする
- ・短時間勤務制度の見直し：所定労働時間「1日6時間」以外の他の勤務時間も併せて設定することを促す  
短時間勤務が困難な場合の代替措置の一つにテレワークも追加する

### 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

- ・柔軟な働き方を実現するための措置：事業主が各職場の事情に応じて2以上の制度を選択して措置を講じる義務を設ける

(例)・短時間勤務制度 ・テレワーク ・始業時刻の変更等(フレックスタイム制を含む) ・新たな休暇の付与

- ・残業免除(所定外労働の制限)を3歳以降小学校就学前まで請求を可能とする

### 子の看護休暇制度の見直し

- ・取得可能な年齢を小学校3年生の終了までに引上げ、取得目的の見直し
- ・勤続6カ月未満の労働者を労使協定によって除外できる仕組みの廃止

### 制度の活用をサポートする企業や周囲の労働者に対する支援

- ・代替要員の雇用や周囲の労働者の負担軽減を行う中小企業に対する助成措置の強化
- ・企業規模にかかわらず、業務量・達成目標の見直しや体制の整備などに関するノウハウの共有



### 医療機関でマイナンバーカードによる健康保険資格確認ができないとき、どうする？

新たに入職した職員が、病院窓口でマイナンバーカードを提示したら「情報がない」と言われたそうです。

保険証も持っていたので3割負担で済んだそうですが、もし持っていなかったら窓口での支払いは10割負担になってしまうのでしょうか。



①

退職などで、直近の資格情報が無効となり、その後新たな情報が確認できない(取得手続きにおけるデータ登録が完了していない)場合、医療機関等の資格確認端末において、「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示されます。

自身のスマホ等でマイナポータルにアクセスし医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合、その画面を医療機関等の受付窓口で提示することにより資格確認が行われると、自己負担分(3割分等)の支払で大丈夫です。



②

なるほど。保険証が発行されていてもデータ登録ができていないことがあるんですね。

スマホをたまたま持っていなかった場合は、10割負担になってしまうのでしょうか。



③

保険証が発行されているものの、データ登録中のため、また、機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない等の場合には、「被保険者資格申立書」に必要情報を記入し医療機関へ提出すれば、本人が申し立てた自己負担分(3割分等)を支払えばよいとされています。



④

これは、きちんと保険証が発行されていることが前提ですよ。

資格取得手続きができておらず、保険証も発行されていない場合はどうなりますか。



⑤

マイナンバーカード又は健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けていない場合であってマイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、新しい健康保険証の交付を受けていない場合の現行の取扱いと同様に、医療機関等での支払いは、医療費の全額(10割)となります。

保険証は急いでいる方が多いので、入社日を過ぎたらすぐに社会保険の資格取得手続きをするようにしましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点の内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「[kor@nkgr.co.jp](mailto:kor@nkgr.co.jp)」に「<事業所名>・<お名前>・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail: [kor@nkgr.co.jp](mailto:kor@nkgr.co.jp)



←Q&A事例集はこちら

作成日:2023.07.20

NK-GROUP

イラスト協力:WANPUG